

# 傷痍軍人福岡職業補導所における職業再教育

上 田 早記子

## 要旨

本稿は、日中戦争勃発後を中心とした昭和十年代における傷痍軍人福岡職業補導所の物的、人的状況について明らかにすることを目的とした論文である。

傷痍軍人職業補導所と傷痍軍人職業再教育施設を比較する中で、傷痍軍人職業補導所の独自の取組みを明確にした。また、昭和十年代に開設された傷痍軍人大阪職業補導所と傷痍軍人福岡職業補導所のうち、傷痍軍人福岡職業補導所における職員や再教育科目、講義時間などについて明らかにしている。

キーワード：傷痍軍人、障害者、傷痍軍人職業補導所、職業保護、リハビリテーション

## はじめに

傷痍軍人と耳にすると 1970 年以前を知る人は、街頭や列車内でお金を募る傷痍軍人の姿を思い出す。しかし、どのような時代でも傷痍軍人は募ったお金だけで生活をしていただけでも、募ったお金だけで生活を賄っていたわけでもない。しかし、傷痍軍人の姿として私たち多くの日本人が思い出す姿は白衣を着てお金を募っている姿である。

傷痍軍人は明治の頃は、「廢兵」と呼ばれた。当時は「廢」という言葉からもわかるように「廢れた」、「使えない」兵士として扱われた。しかし、国のために戦争に出兵し傷病を負った戦傷病者<sup>1)</sup>に対して国が何の対応もしないことは、戦傷病者の家族などからの不満を生み、新たに兵士になる者の不安を仰ぎ、国を不安定にすることになりかねなかった。そのため、傷病または死亡した場合など一部を対象に、本人またはその遺族に安定した生活を保障するために恩給制度が始まった。他にも廢病院と呼ばれる入所施設も建てられた。1937年に日中戦争が起き、その後第二次世界大戦に突入する中で、「国家総動員法」が成立した。そして、戦争による労働力不足を補うため強制的に国民を徴用し生産に従事させる「国民徴用令」が發布された。このような時代背景の中、傷痍軍人であっても年金によって生活を安定させるのではなく、再度立ち上がる、いわゆる再起奉公として生産に従事できるようになることが求められた。求めたばかりではなく、職業訓練や職業斡旋など職業保護が政府によって打ち出され、急速に発展していった。しかし、終戦とともに傷痍軍人を含むすべての軍人に対する特別扱いは禁止され、生活に困窮した一部の傷痍軍人が列車内などでお金を募った。終戦後の姿を私たちは思い出すが、それは一部の傷痍軍人の生涯の一部でしかない。実際、どのように傷痍軍人が生活し、また、

どのような対策が実施されてきたのか。その一部分ずつを明らかにし、繋ぎ合わす作業は、当時を知る者がいなくなる中で必要なことである。

本稿では、傷痍軍人について取り扱う。その中でも日中戦争勃発後を中心とした昭和十年代における傷痍軍人職業補導所の状況を明らかにする。傷痍軍人職業補導所の中でも特に、福岡県にあった傷痍軍人福岡職業補導所の状況を明らかにすることを目的とする。

## 1. 傷痍軍人職業補導所と訓練生

### (1) 戦中に右前膊切断となった者



写真1 林若助

生  ま  れ	1916年8月15日
階 級	元陸軍上等兵
受 傷 年 月 日	1937年11月17日
受 傷 場 所	中国江蘇省常熟附近
傷 病 名	右前膊切断
症 状 等 差	四項症

写真1 林若助

出典：林スエ『右前膊切断に生きて』2006年より転載。

始めに、傷痍軍人に対する職業保護を概観するにあたり、一人の傷痍軍人となった人物を取り上げたい。彼の名前は林若助という。林は1937年1月16日台湾歩兵第一連隊七中隊に入隊、7月15日歩兵一等兵を命じられ、9月7日動員下令し、9月12日中支派遣のため出港、14日江蘇省貴腰湾に上陸した。同月21日には臀部に貫通銃創を受けて

野戦病院に入院したが、10月26日退院し、部隊に復帰した。同年11月17日には斥候<sup>2)</sup>へ行き、右前膊を負傷し台湾第一衛生隊に収容された。24日野戦予備病院第十五班に入院、25日上海派遣軍兵站病院に入院、28日腕が腫れ右前膊を切断、12月4日第八病院船アメリカ丸で送還され、8日広島陸軍病院に入院、12日東京第一陸軍病院に入院した。

1938年8月10日臨時東京第三陸軍病院に転院となり、12月30日に退院することとなった。同病院ではマッサージを受け、肘を曲げる訓練が行われた。また、「左手に色々なものを持たせて右手の役割をするように文字の練習、ろざし(呂の布に糸を刺してゆくもの)をしたり、文化刺繍をしたり、又儀手をつけてコップを持ったりなど、儀手を使う訓練を<sup>3)</sup>した。

1939年1月林は鹿児島へ帰ったが、仕事がなかった。林は県庁の係員に相談し、仕事を紹介されたが右前膊切断していたため自信が持てず帰った。その後、係員から傷痍軍人福岡職業補導所が開設したことを聞き、7月末に小倉へ行った。

林は洋服科、木工科、製図科、溶接科などから、洋服科の佐藤先生の勧めもあり洋服科で再教育を受けることとした。最初の 10 日余りは洋服科の入所生の行う訓練を見学し、その後、道具の名称を覚え、糸通しや運針、しつけ、まつり縫い、千鳥がけ、穴かぎりの練習を行った。しかし、「東京の病院からもらってきた儀手をもってきていたので右手にそれを使ってみたが、一寸長い様で布を押さえても思うように使えなくて、肩が疲れて、この職業が出来るような状態ではなかった<sup>4)</sup>」。

その頃、九州帝国大学の神中正一教授たちが同補導所に来た。その際、神中や義肢課課長の稗田正虎から新たな義手を貰い、それから林は肩が疲れなくなった。その後も時々林に会いに来て、義手の不具合を修正し、病院からの義手ではなく洋服仕立て用の作業義手を神中や稗田は完成させた。林は 1941 年 6 月に同補導所の洋服科を卒業した。



写真 2 侍従武官 神中教授 賀来所長

出典：林スエ『右前膊切断に生きて』2006 年、p21  
より転載。

卒業後は鹿児島県へ帰り、洋服の仕立業を開業した。開業後も同補導所の職員との関係はきれず、生地の手配を受けたり、戦後にはミシン糸を贈ってもらったりした。その後、仕立業をしながら集落の会長や民生委員に就任し、1952 年身体障害者の雇用促進との意味で役場から転職の誘いがあり、6 月現在の鹿児島県南さつま市坊津町の税務課へ就職し、定年の 58 歳まで勤め、定年後 2 年間は嘱託として税務課に勤めた。

林の右前膊切断後の生活から三点とりあげて見ていきたい。

第一に、右前膊切断後の転院の流れである。戦地で傷病者に対する治療は、衛生隊→野戦病院→野戦予備病院→兵站病院→戦地軍病院→内地軍病院や陸軍軍医学校などの流れで治療が行われたとされている。戦地において快復の見込みのない者は還送病院（上海、天津）などに收容し、病院船によって内地に送還された。図 1 は内地での軍内診療体系の図である。図から内地に送還された者は第一に收容病院（広島陸軍病院、小倉陸軍病院、大阪陸軍病院）に收容され、その後、傷病の程度や種類によって分けられ転送された。具体的に特殊治療及び義眼義肢補聴器が必要な者の場合は陸軍軍医学校や臨時東京第一陸軍病院などに收容され、その後治療が終了し後療法が必要な者は臨時陸軍病院（臨時東京第三陸軍病院、臨時名古屋第二陸軍病院、臨時大津病院）へと転送されたことが判る。

林は受傷後、台湾第一衛生隊→野戦予備病院→上海派遣軍兵站病院→第八病院船アメリカ丸で治療を受け、送還された。内地に送還された後、林は広島陸軍病院→東京第一陸軍病院→臨時東京第三陸軍病院へと転院になっている。つまり、『陸軍衛生史』で示されている軍内診療体系の治療の流れ（図 1）は、ほぼ実際に機能しており、治療システムが確立していたことが判る。

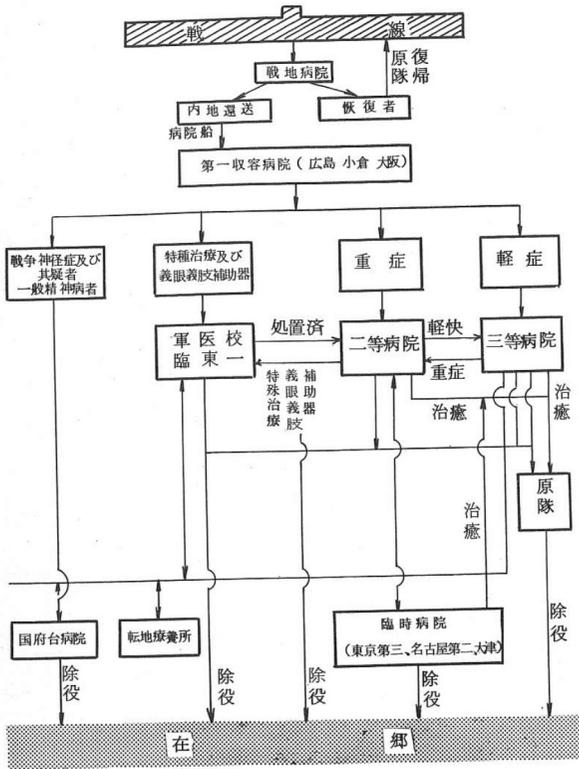


図1 内地における軍内診療体系

陸上自衛隊衛生学校編『大東亜戦争陸軍衛生史 第2巻』陸上自衛隊衛生学校、1971年、p.27より転載。

第二に、職業訓練に関する記述がある臨時東京第三陸軍病院についてである。臨時東京第三陸軍病院は1938年3月に開院した臨時病院である。上肢切断者や下肢切断者などを含む最大6000人の症状が固定し後療法が必要な戦傷病者が入院していた。入院していた一部の戦傷病者に対しては整形外科の治療などを行うとともに、ラジオ体操やこん棒体操などの体力増強、水治療法や鉱泥浴療法や義肢装着者の歩行訓練などの理学療法、習字や籐細工やミシン作業などの作業療法と職業訓練、軍事保護院から傷痍軍人職業顧問や傷痍軍人職業指導専務職員が訪問し職業指導や就職斡旋などの職業相談が実施された<sup>5)</sup>。

林も同病院ではマッサージや肘を曲げる訓練、義手を使う訓練などの理学療法、文字を書く練習や文化刺繍などの作業療法と職業訓練を行っていたことが判る。このように、1938年には既に病院において医療とは別の機能である理学療法や作業療法、職業訓練などのリハビリテーションが病院で実施されていたことが判る。

第三に、職業訓練に関するもう一つの記述がある傷痍軍人福岡職業補導所についてである。傷痍軍人職業補導所については、その概要が余り明らかにされていない。そのため、下記では傷痍軍人職業補導所の一つ傷痍軍人福岡職業補導所について概観していく。

## (2) 傷痍軍人に対する職業教育事業

日中戦争勃発前後、国が実施した傷痍軍人に対する職業保護には、職業指導、就職斡旋、職

業準備教育、職業再教育・職業補導、就職後の輔導<sup>6)</sup> などがあった。臨時陸軍病院でリハビリテーションを行う時期には、傷痍軍人職業顧問や傷痍軍人職業指導専務職員と呼ばれた専門員が職業指導や就職斡旋などを行っていた。臨時陸軍病院を退院するとすぐに就職が可能な傷痍軍人は就職し、また、その後も訓練が必要な傷痍軍人は職業補導や職業再教育などの職業再教育事業へと移行した。就職した者についてもアフターケアとして就職後の輔導が実施された。人的支援以外に、日本に中小企業が多いこともあり応召前の営業や新たに自営業を開業しようとする傷痍軍人に対して生業助成などの支援もあり、再起奉公にむけた支援プロセスも治療システム同様に確立していたといえる。ただし、農業従事者など就職斡旋を必要としない傷痍軍人が存在したこと、臨時東京第三陸軍病院では月3回の専門員による定期的訪問で4500～6000人程度の患者の就職斡旋などを行っていたこと<sup>7)</sup> からも、すべての退院者に対応できていたわけではない。

職業保護の中には、職業再教育事業がある。職業再教育事業は、身体的原因によって従来の業務に復帰することのできない者に対して、残存する能力を補整し、活用し、訓練して再び職業生活に戻ることを目的としている。傷痍軍人の場合、原職復帰が困難な者に対しては残存能力を発見して新たな職業の訓練を実施するか、作業義肢や補助具の装着によって作業能力の回復を試みた。原職復帰が可能な者に対しては経済的な知識や技能を新たに学び、生業の安定を試みた<sup>8)</sup>。

職業再教育事業を行う機関には、傷痍軍人職業補導所や傷痍軍人職業再教育施設などがある。具体的には、国立で長期間に比較的高度な職業教育を実施する機関が「傷痍軍人職業補導所」、道府県立で短期間に比較的簡単な職業教育を実施する機関が「傷痍軍人職業再教育施設」、教員養成施設として「傷痍軍人中等学校教員養成所」や「傷痍軍人小学校教員養成所」、「傷痍軍人尋常小学校准教員養成所」、失明傷痍軍人のための職業教育機関として「失明傷痍軍人寮及び教育所」が設けられていた。

今回取り上げる傷痍軍人職業補導所は、国が経営し1年半から2年間に比較的高度な職業教育を実施すると同時に労作精神を涵養し、再起奉公の考えを培う機関である。同補導所は1938年1月17日に出された傷痍軍人保護対策審議会答申要綱において傷痍軍人職業補導所や傷痍軍人職業再教育施設の設置<sup>9)</sup> が掲げられたことに始まる。1939年1月21日厚生省告示第十二号「傷兵保護院職業補導所ノ名稱及ビ位置<sup>10)</sup>」において傷痍軍人大阪職業補導所と傷痍軍人福岡職業補導所の設置が告示された。同年3月9日、厚生省告示第三十八号「軍事保護院職業補導所規程<sup>11)</sup>」では、対象者、実施科目、手続き書類、所長による退所命令について示された。対象者としては、第一条に「軍事保護院職業補導所（以下、補導所ト稱ス）ニ於イテハ軍人トシテ恩給法ノ規定ニ依ル公務傷病ノ爲退職シタル者ニ對シテ職業再教育並ビニ作業義肢者ハ作業補助具ノ製作配給又ハ修繕ヲ爲スモノトス」「軍人トハ恩給法ニ規定スル就職中ノ軍人及準軍人ヲ謂ヒ退職トハ同法ニ適スル退職ヲ謂フ」とある。恩給法の第二十六条に退職とは「一文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職」、「二 現役軍人ニ在リテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付イテハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト為リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年額ノ計算ニ関シテハ之ヲ退職ト看做ス」、「三 教

育職員ニシテ官吏タツモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職、「四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス」、「五 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職」の各号の一に該当することと定められていた<sup>12)</sup>。また、就職とは「一 文官ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ他復職」、「二 現役軍人ニ在リテハ任官又ハ入警若ハ入園、非現役軍人ニ在リテハ召集ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト」、「三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命」、「四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス」、「五 待遇職員ニ在リテハ任命」の各号の一に該当することとされていた<sup>13)</sup>。

つまりは、対象者は文官や軍人、教育職員、警察監獄職員、待遇職員の公務員であって、公務による傷病によって傷痍軍人となった者であり、職業再教育や作業義肢・作業補助具の製作配給又は修繕を必要とする者がその対象とされた。

学科については、洋服科、洋裁科、家具工芸科、工場経理科、製図科、精密機械科、旋盤科、仕上科、フライス科、銲接科の 10 科目とし、その他の教育科目に関しては希望者に応じて委託教育にすることが定められている。

『傷痍軍人職業再教育事業概要<sup>14)</sup>』は 1938 年 12 月に傷兵保護院から発行されている書籍である。上記の厚生省告示はすべて 1939 年のものであり、同書籍の方が早く出版されている。もちろん傷痍軍人大阪職業補導所や傷痍軍人福岡職業補導所の設置はされていない。そのため、傷痍軍人職業補導所の記述は、当時の傷兵保護院が構想していたものであると考えられる。同書には表 1 のように、それぞれの科目の説明と定員数、再教育期間、修業可能傷害程度が記載されている。

表 1 からは大阪府と福岡県の 2 ヶ所に施設が新設され、大阪府では 200 名、福岡県では 100 名の傷痍軍人の収容を予定していたことが判る。ただし、2 ヶ所以外に東京都にあった財団法人啓成社に対して助成金を給付し、設備などを拡充し、国立の傷痍軍人職業補導所に準ずる職業再教育が実施された。表 1 からは傷痍軍人職業補導所における再教育の方法が、所内で行われる職業教育と所外で行われる委託職業教育があり、二つを併用し、1 年半から 2 年の期間に訓練を受ける計画であったことが判る。科目も通牒と同様の科目であるとともに、通牒よりも細かく定員や再教育期間、さらには修業が可能な傷害の程度が示されている。事例としてあげた林が教育を受けた洋裁科の場合、「三、上肢右手三指(拇、示、中<sup>15)</sup>)ヲ存シ完成ナルモノ」との記載がある。しかし、林は右前膊を切断していたため、修業可能な者ではなかった。しかし、林は再教育を受けて開業していることから、あくまでも基準として修業可能な傷害程度が示されているだけであり、該当しない者であっても再教育を受けることはできた。



### (3) 傷痍軍人職業再教育施設

道府県立で短期間に比較的簡単な職業教育を実施する機関が「傷痍軍人職業再教育施設」と示したが、道府県立傷痍軍人職業再教育施設は傷痍軍人職業補導所と同様に1938年1月17日に出された傷痍軍人保護対策審議会答申要綱において、傷痍軍人職業再教育施設の設置<sup>16)</sup>が掲げられたことに基づき直ちに行われた。同年5月14日発業第二号各地方長官宛、傷兵保護院副総裁依命通牒「傷痍軍人職業再教育施設ニ関スル件」など<sup>17)</sup>が発せられ、道府県に対して傷痍軍人職業再教育に関する通牒が発せられるとともに、実施方針を学務部長会議において指示し、各地方の状況に即した計画が立てられ、同年10月には一部の府県において実施された<sup>18)</sup>。同じ審議会において、傷痍軍人職業補導所の設置が定められているが、いち早く設置されたのは職業再教育施設であった。

1940年4月の職業再教育施設の調査では、新潟県26ヶ所、静岡県22ヶ所など47道府県にそれぞれ1ヶ所以上の職業再教育施設が計175ヶ所設置され、調査当時の入所生は797名、修了生は1,737名であった。

職業再教育の科目でみると農業科目は畜産25、農産加工18、園芸16、竹細工14ヶ所の施設で実施されており、工業科目は製図20、旋盤17、仕上12、木工12ヶ所、商業科目はミシン裁縫10、商業専務7、簿記6ヶ所で実施されている<sup>19)</sup>。ただし、傷痍軍人職業再教育はできるだけその土地において就職することを条件としていたため、再教育科目についてもその道府県の産業や経済に大きく影響していた<sup>20)</sup>。そのため、その他の科目は林業検査員、レントゲン技術、マッサージ、養殖、茶道など様々な科目があった。具体的に東京都や京都府、神奈川県などの都会では農業科目がなく工業科目が多い。一方、地方では農業科目や副業としてのその他の科目が多い状況であった。

職業再教育は施設内再教育と委託再教育とに分かれている。委託再教育の場合、農業科目は竹細工14、園芸13、養畜12ヶ所等、工業科目は旋盤8、木工7、製図6、機械6ヶ所等、商業は写真19、洋裁19、時計修理12ヶ所等、となっている。委託再教育の場合そのほとんどが工業、商業、その他の科目であり農業種目を有する府県は比較的少なく、その理由として農業の性質上委託が困難であるからとある<sup>21)</sup>。

職業再教育期間の約半分は委託先における教育期間であり、委託教育期間と施設内における再教育期間の併せた期間が3ヶ月、6ヶ月、1年のどれかであり、工業種目は長期(1年)であり農業関係の副業種目は比較的短期間(3ヶ月)が多い傾向にある。また、他にも農業種目の講習会などを開催する地域があった<sup>22)</sup>。

就職先の確保については、修了前に入所生を就職先の工場に派遣したり、雇用主を施設に引き見学をしてもらったり、委託再教育先に就職させてもらったりするなどの工夫が行われた。その結果、1940年4月末までに就職した者は861名おりその職業の種類は50種に及び、官庁、会社、工場、商店など様々である。職業再教育科目以外の職に就いている者は93名で約1割であり、未定者は44名の約0.5割いるが、大半の者が職業再教育科目と同じ内容の職についている。就職後の賃金については、旋盤110～40円/月、機械90～85円/月、フライス90～85

資料1 福岡縣傷痍軍人職業教育所

1. 職業再教育方針

傷痍軍人に対し生業に必要な知識技能を修得せしむると共に精神を陶冶し優良なる職業人を養成し、以て自主独立の信念を堅持し再起奉公の誠を致さしむるにあり。

2. 教育種目

	定員	期間	修了者数	教育中の者
機械製図	30	6ヶ月		8
洋裁			2	4
簿記珠算				
園芸				

3. 委託再教育施設

委託先	科目	教育期間	教育中の者
福岡工業学校	旋盤	6ヶ月	7
鎮西高等簿記学校	簿記珠算	6ヶ月	1
金属工業試験場	旋盤	1ヶ月	1
個人商店	竹工	6ヶ月	1
福岡県林業試験場	林業技術員	3ヶ月	3
個人商店	ラジオ組立	6ヶ月	1

4. 修了者の状況

- ・就職者 林業技術員 8名 最高 40～35 円/月  
簿記珠算 2名 50 円/月
- ・自営業 洋裁 2名  
時計修理 1名  
ラジオ組立 1名  
宗教学校 1名

5. 修了後の輔導方法

係員と修了者との常時連絡を密にし時宜に依り懇談会を開催す。

出典：軍事保護院『道府縣傷痍軍人職業再教育事業概要』1940年、pp.189-191より一部抜粋。

円/月、熔接 80～50 円/月など工業科目関係が高額である。一方で事務員 55～35 円/月、町村事務 44～25 円/月など事務関係が低額である<sup>23)</sup>。

自営業者となった者は 515 名おり、農業一般 166 名、養鶏 59 名、養蓄 85 名、農産加工 22 名、葡萄液製造 14 名、椎茸栽培 11 名など農業科目だけで 431 名いる。他の科目では樺細工 13 名、ミシン裁縫 8 名、木工 7 名、写真 6 名、製図旋盤 5 名、自動車運転 3 名、茶道 1 名などさまざまな職種で開業している。修了生については必要に応じて訪問や面接をするなどのアフターフォローを行い、地域によっては懇談会や同窓会などを実施していた<sup>24)</sup>。

福岡県傷痍軍人職業教育所<sup>25)</sup>の場合は、資料 1 の通りである。また、資料 1 以外に林業技術員の養成を目的として 3 ヶ月間、林業試験場において講習会を実施し、1940 年当時 3 名の終了した者がいた。

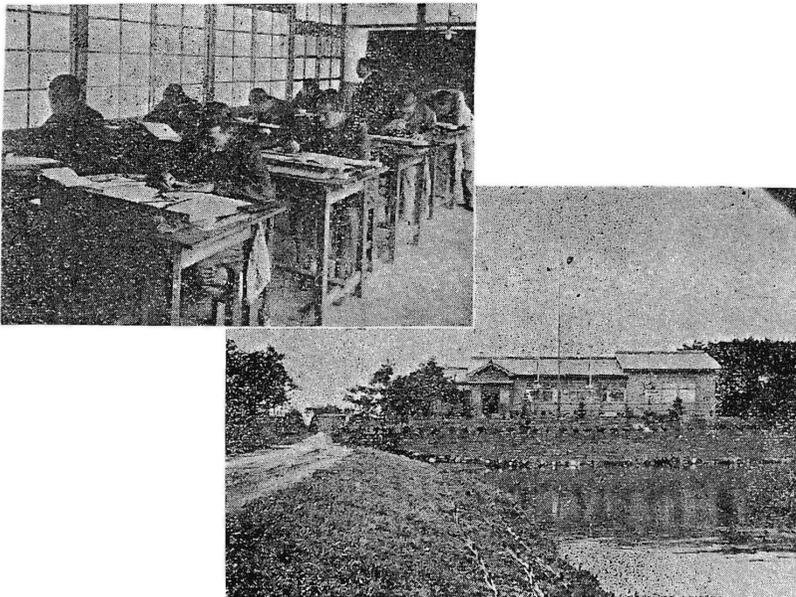


写真 3 福岡県傷痍軍人職業教育所

出典：軍事保護院『傷痍軍人職業再教育事業概要』1940年、p189より転載。

## 2. 傷痍軍人福岡職業補導所の実態

### (1) 物的・人的資源の状況

結果的には、傷痍軍人職業補導所は大阪府と福岡県に一つずつ設置されることとなった。大阪に設置されたのが傷痍軍人大阪職業補導所であり、福岡県に設置されたのが傷痍軍人福岡職業補導所（以下、福岡補導所とする。）である。福岡補導所の設置計画は 1938 年 5 月にはあり、設置場所について 3 ヶ所の候補地があがったが、最終的には福岡県小倉市大字三萩野一〇六五

番地に決定した。

1938年9月1日3,500坪の土地購入の契約が完了し、11月2日から小倉市内の中等学校6校の生徒や傷痍軍人小倉企救分会員、婦人会員など約4,000人の勤労奉仕により整地工事が着手、11月12日には整地工事は終わった。同月89,909円の工事費をかけて延坪1,565坪の本館、実習場、寄宿舎などの主要建物14棟の建設が始まり、僅か170日程度で竣工した。さらに、財団恩賜軍人援護会の援助を受け、1939年4月27日から翌年3月末にかけて園地や競技用トラック、庭球コートなど2,085坪を投じて建設された。さらに、財団恩賜軍人援護会は建坪57坪の道場や室内運動場、娯楽室など後に啓佑館と呼ばれる施設、3坪の温室を福岡補導所に寄贈した。同時期に、福岡補導所の課長などが近隣に住むために奉任官舎3戸が310坪に建設された。1940年11月30日からは家族がいる入所生が同居することができるように、財団恩賜軍人援護会が1戸当り建坪9坪半の2戸建1棟の住宅を7棟14戸寄贈するための建設が始まった。また、同年の入所生の状況を鑑みて、定員が100名から150名に拡大するため、1941年6月8日より平屋建てであった教室を2階建てに増築するための工事が始まり、同年10月には竣工した。さらに、1941年9月からは財団恩賜軍事援護会の支援により木造の平屋建約56坪の義肢訓練所の工事が着工し、翌年1月末に竣工した<sup>26)</sup>。1942年7月、福岡補導所は、収容定員150名、工費約404,162円、建築棟数22棟、敷地面積約3,924坪、建築延面積約2,309坪となっていた<sup>27)</sup>。

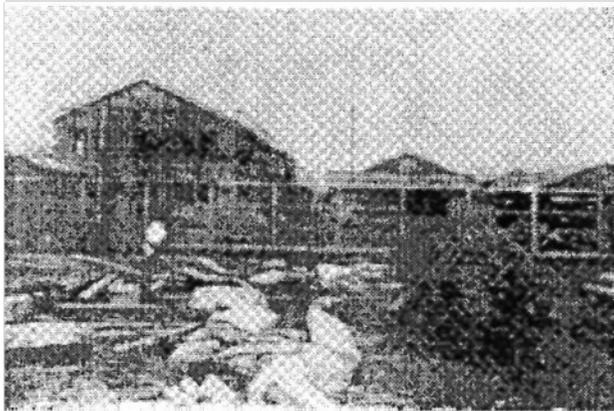


写真4 設立当時の傷痍軍人福岡職業補導所

出典：傷痍軍人福岡職業補導所『補導事業要覧』1942年2月より転載。

福岡補導所は1939年1月21日に設立、3月15日に事業が開始、4月17日に第一回入所式が行われ、4月26日開所式が行われ、福岡補導所は開所した。しかし、1939年以降も次々と建物が建てられ物的資源は始めから整っていたわけではなかった。

次に職業教育のための設備について見ていきたい。開所時の設備は資料2の設備であり、予算などの理由により十分な設備が整っておらず、1940年4月頃からは300kgコシキや乾燥爐などが逐次整えられた。そして、1942年2月時点では資料3の状況となり設備は拡充した。

ミシンだけでも当初は1台(ピコミシン)であったが1942年2月時点では19台(足踏ミシン16台、動力ミシン3台)まで増加している。しかし、当時ミシンを使う科目として洋服科と洋裁科があり、それぞれの定員数が15名であったため約30名の入所生がいたと想定すると、設備が拡充しているとはいえ入所生すべてのミシンがあったわけではない。

資料2 1939年から1940年3月までの設備

ピコミシン・・・1台	萬能工具研磨盤・・・1台
卓上旋盤・・・1台	英式八尺旋盤・・・1台
火造爐・・・1台	電気溶接機・・・1台
熔銑爐・・・1基	米式五尺旋盤・・・1台
豎削盤・・・1台	英式四尺七寸旋盤・・・1台
アセチレン瓦斬発生器(200kg)・・・1基	

出典：傷痕軍人福岡職業補導所『創立三週年 記念誌』1942年4月、pp.9-10より一部抜粋。

資料3 1942年2月時点の設備

鋸盤・・・1台	木工旋盤・・・2台	工具研磨盤・・・4台
火床・・・2台	自動鉋盤・・・1台	電気溶接機・・・5台
歯切盤・・・1台	手押鉋盤・・・3台	瓦斯溶接機・・・4台
型削盤・・・2台	床上旋盤・・・4台	旋盤(12尺)・・・1台
縦削盤・・・1台	角ノミ盤・・・1台	〃(8尺)・・・1台
平削盤・・・1台	ボール盤・・・3台	〃(6尺)・・・6台
帯鋸盤・・・2台	足踏ミシン・・・16台	〃(5尺)・・・1台
圓鋸盤・・・2台	動力ミシン・・・3台	〃(4.5尺)・・・6台
乾燥爐・・・2基	塗装噴霧機・・・2台	〃(4尺)・・・10台
芯立盤・・・1台	塗装研磨機・・・1台	フライス盤(No.1)・・・3台
平面研磨盤・・・1台	カッター盤・・・2台	〃(No.2)・・・1台
萬能研磨盤・・・1台	1屯キュブラ・・・1台	〃(豎型)・・・1台
300kgコシキ・・・1台	ベンゾール溶接機・・・5台	

出典：傷痕軍人福岡職業補導所『補導事業要覧』1942年2月、pp.2-3より一部抜粋。

※「器」との記載を「機」に変更している。

次に職員について見ていく。初代の施設長として戦後労働省労務局長となる賀来才二郎が、義肢課長には戦後国立身体障害者更生指導所所長となる稗田正虎が就任することとなった。設備と同様に職員についても、1939年3月末時点では職員数は17名であったが、徐々に増員していった(表2参照)。「事務関連職員21%、教育関係職員40%、義肢制作関係職員21%、其他守衛、賄夫、小使、給士等18%<sup>28)</sup>」となっており、教育関係職員が最多であった。表2からは1939年9月末以降教育関係職員である教師や指導師の人数が他と比較し増加しており、そのうち指導師の増加は著しい。「専任者のみでも34名で、教育生約5人につき1名の指導者が<sup>29)</sup>」いる状況であった。教育科目については、次節で紹介するが、1942年2月時点で教師は洋服科、洋裁科、工場経理科、製図科、家具工芸科、精密機械科、旋盤科のみであり、指導師については塗装科、籐工科、木工科(航空部)が不在であった。ただし、籐工科や木工科(航空部)については、家具工芸科指導師の指導師数が多いことなどから指導を兼ねていたと考えることもできる(表3参照)。

表2 職員数の変動

	1939年 3月末	1939年 9月末	1940年 3月末	1940年 9月末	1941年 3月末	1941年 9月末	1942年 3月末
事務官	1	1	1	1	1	1	1
理事官		1	1	1	1	1	1
技師		1	2	2	2	2	2
属	2	3	3	3	2	3	4
技手		1	1	1	2	2	2
雇員	4	8	9	9	7	9	10
事務嘱託						2	3
舎監		1	1	1	1	2	2
教師	2	6	6	6	8	8	8
指導師	2	11	15	15	13	17	19
技士		1	1	1	1	1	1
技士補		1	1	2	1	1	2
技工		4	7	7	9	9	11
その他	6	12	16	16	17	21	20
計	17	51	64	65	65	79	86
嘱託		11	15	15	7	8	7

出典：傷痍軍人福岡職業補導所『創立三週年 記念誌』1942年4月、p.15より抜粋。

当初は公民や国語などの教師は嘱託職員として外部委託していたものの、1941年以降可能な限り専任者で対応し始めたため、嘱託の人数が減少していることが判る<sup>30)</sup>。

福岡補導所の設備や職員などを概観する限り、決して入所生に応じた設備や職員人員が、設置当初から整備されていたわけではなく、徐々に整えていったことが判る。

表3 1942年2月の教師と指導師の状況

	配置人員	決定人員	選考中の者
洋裁科教師	1	1	
工場経理科教師	1	1	
製圖科教師	1	1	
家具工芸科教師	1	1	
精密機械科教師	2	2	
旋盤科教師	1	1	
洋裁科指導師	2	1	1
洋服科指導師	2	1	1
工場経理科指導師	1	1	
製図科指導師	1	1	
家具工芸科指導師	4	3	1
精密機械科指導師	2	2	
鑄物科指導師	2	2	
木型科指導師	1	1	
フライス科指導師	1	1	
旋盤科指導師	2	2	
仕上科指導師	2	2	
溶接科指導師	2	2	
義肢科指導師	1		1

出典：傷痍軍人福岡職業補導所『補導事業要覧』1942年2月、pp.3-6より一部抜粋。

## (2) 入所生の入所状況

1939年3月9日の厚生省告示第三十八号「軍事保護院職業補導所規程」において対象者は公務員で公務による傷病によって傷痍軍人となった者であり、職業再教育や作業義肢・作業補助具の製作配給又は修繕を必要とする者がその対象であった。募集においては更に入所条件を設けている。具体的には、①胸部疾患でないこと、②傷痍第三款症以上の者であることが入

所条件であった。款症は、項症（特別、一～七項症）、款症（一～四款）、目症（一～四目）と16区分中の11区分目と中軽度の位置といえる。恩給法で示される第三款症の傷害程度について「①一側示指の機能を廃したるもの、②一側中指を全く失ひたるもの、③一側第一趾の機能を廃したるもの、④一側第二趾を全く失ひたるもの」と示されている<sup>31)</sup>。

1942年4月17日調べの福岡補導所の状況は、1939年4月当初の出願数は72名、許可数43名、不許可数29名であり、設置前には100名定員を想定していたが、半数程度の定員から事業が開始されたことが判る。また、1939年以降毎年1、4、7、10月に新たな入所生を10～30名迎えており<sup>32)</sup>、1942年4月17日までの出願者が512名、許可者326名、中退者19名、卒業者170名、在籍者137名、不許可186名となっている。不許可の理由として、1939年4月当初は在院者3名、原職復帰4名、次回へ入所延期5名、内科的疾患4名、病気による延期5名、その他の事故8名となっており、他の回でも同様の理由や志望科目がない、乗船の都合上次回に延期というものである。このことから、入所条件の胸部疾患のある内科的疾患者は入所が認められず、それ以外の者の多くは入所することができており、本人が希望すれば入所可能であったと考えられる。



写真5 農耕の再教育場面

出典：傷痍軍人福岡職業補導所『補導事業要覧』1942年2月より転載。

症状別では、第三款症より軽度である目症はいないものの第四款症が9名いるため、原則的なものであった。また、最重度である特別項症はおらず、第二項の者が入所生として最も重度の者である。項症の者が計213名、款症の者が113名であり、第六項症が54名と最も多く、次いで第三項症50名、第七項症42名、第二款症39名であり、幅

広い症状の者が入所していたことが判る。

出身地では、鹿児島県51名、大分県47名、熊本県50名、山口県41名、宮崎県40名など九州地方の者が多い。ただし、1939年3月9日傷兵保護院発業第十一號各地方長官宛、傷兵保護院業務局長依命通牒「傷兵保護院職業補導所ニ関スル件<sup>33)</sup>」において福岡補導所はその区域を福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、鳥取、広島、愛媛、沖縄県とされていた。実質的には通牒規定以外に、財団法人啓成社の区域である岩手県や静岡県から1名ずつ、傷痍軍人大阪職業補導所の区域である福井県、高知県から1名ずつの入所生がおり、区域についても厳しく規定していたものではなかった<sup>34)</sup>。

## (3) 職業再教育の状況

傷痕軍人職業補導所は1942年5月時点で、大阪が267名、福岡137名の入所生がおり<sup>35)</sup>、資料1で示した福岡縣傷痕軍人職業教育所は定員が30名、他の職業再教育施設では、最低定員数が新潟縣立高田附屬傷痕軍人再教育所や香川縣傷痕軍人高松工藝補導所などの5名であり、最大定員数が大阪府立傷痕軍人職業補導所や鹿児島縣傷痕軍人職業再教育所などの80名であった<sup>36)</sup>。啓成社でも83名であり、新たに作られた大阪と福岡の補導所は従来に比べて大規模であった。また、従来の職業選択は機能障害を基準に選択していたが、傷痕軍人職業補導所では機能障害は訓練によって改善するとの考えから、機能障害を考慮するだけではなく、前職や学力、体力等の生得能力なども考慮し、時には作業義肢や補助具を使用するなどして職業選択を行った。科目決定には、入所生の身上を詳細に調査し、学力や技能、適性、体力を検査し、残存能力や訓練に依る機能回復の有無、義肢や補助具等に関する診断を行い、これらを踏まえて科目の決定がなされた<sup>37)</sup>。

福岡補導所における職業再教育科目は、当初、洋服科、洋裁科、家具工芸科（木工科・籐科・塗装科）、工場経理科、製図科、精密機械科、旋盤科、仕上科、フライス科、鋸接科の設置であった。表1で示した設置前の予定科目と同様の科目が設置されたことが判る。肢体不自由者に対する職業再教育機関として、関東大震災によって生じた肢体不自由者を対象として設置された財団法人同潤会同潤啓成社がある。啓成社の教育科目はミシン裁縫科<sup>38)</sup>、洋服科、婦人子供服科、刺繍科、履物科、玩具科、家具科であった<sup>39)</sup>。この当時においても、肢体不自由者が「低格能力者であり、簡易作業・軽作業しか出来ないという従来の考え方<sup>40)</sup>」があったため、軽作業の再教育であった。しかし、軍事保護院は傷痕軍人職業再教育施設や傷痕軍人職業補導所などにおいて、精密機械科、旋盤科など重工業の科目を取り入れたことは画期的なことであったといえる。その背景には、労働者不足により労働力が必要であったこと、戦争遂行のためには重工業の労働力を特に必要としていたことなどが考えられる。重工業を導入した当初は「余り大きな仕事は出来ないだろうと云う様な考へで設置されてみたが、實際教育して見ると何でも出来<sup>41)</sup>」た。

その後、1942年時点で洋服科、洋裁科、工場経理科、製図科、精密機械科、旋盤科、仕上科、フライス科、鑄物科、鋸接科、義肢科、木工科（家具部、航空部）、木型科、籐工科、塗装科の15科目となった。当初の家具工芸科が独立して木工科、籐工科、塗装科ができ、その後新たに鑄物科、木型科、義肢科が開設されている。また、傷痕軍人再教育施設と比較すると兵庫県の委託再教育で義肢製作見習いとこの科目があるものの、施設内に義肢科が設置されたことは当時としても類のないことであった<sup>42)</sup>。

各科目の修業期間は1年、1年6ヶ月、2年であり、傷痕軍人再教育施設の3ヶ月、6ヶ月、1年と比較すると期間が長く、通牒など当初の計画通りに長期間の訓練となっていることが判る。

表4 入所・退所状況と修業年数

科目	洋服科	洋裁科	工場経理科	製圖科	精密機械科	旋盤科	仕上科	フライスコ	鑄物科	溶接科	義肢科	木工科	木型科	籐工科	塗装科
定員	15	15	10	15	15	20	15	7	5	7	5	5	5	5	5
現入所者	13	13	9	13	5	19	14	5	7	8	2	10	8	3	8
修了者	20	18	20	21	7	21	20	8		13	3	7	3	4	5
修業期間	2年	1年6ヶ月	1年	1年6ヶ月	1年6ヶ月	1年6ヶ月	1年6ヶ月	1年6ヶ月	1年6ヶ月	1年	1年6ヶ月	1年6ヶ月	1年6ヶ月	1年6ヶ月	1年6ヶ月

出典：(修業期間以外) 傷痍軍人福岡職業補導所『創立三週年 記念誌』1942年、p.28。

(修業期間のみ) 傷痍軍人福岡職業補導所『補導事業要覧』1942年、pp.6-7。

入所生の年齢は、326名中21から25歳が163名、26から30歳が143名と21から30歳の間で約94%を占め、平均年齢が25歳であった。学歴では高等小学校卒業者が255名で全体の約78%<sup>43)</sup>であり、入所生の大半が高等小学校卒であり、学校教育から離れて十数年経過していることから専門技術だけでなく一般教育も実施した。昼間は実習や専門科目などを学び、夜間には公民、国語、英語、書道などを学び、修業期間が1年6ヶ月の場合は実習約3000時間と学科1000時間を課せられた<sup>44)</sup>。具体的に洋服科と洋裁科、旋盤科、義肢科について見ると、4科とも修養、公民、国語、英語、書道の一般教育がそれぞれ46時間ある。追加で洋服科と洋裁科については両科ともに珠算92、簿記92、商事要項46、商品学46、服飾史46時間と専門技術と経営事務として必要となる珠算、簿記の科目が置かれている<sup>45)</sup>。後に就職状況を見るが、前科の中で自営業となる者が最も多い科であることから、自身で経営できるように珠算、簿記の科目が置かれたと考えられる。また、実習時間は洋服科が4602時間、洋裁科3298時間であり、服を作る洋服科の方が長期間の実習となり、結果的に実習時間と学科時間を合わせた福岡補導所での教育時間が、洋服科は5200時間、洋裁科は3896時間<sup>46)</sup>と差ができ、洋服科よりも修業期間が長く、他の科と比較しても最長の2年間となっている。旋盤科と義肢科については、一般教育科目に追加して、両科ともに数学46、工業材料46、工作法概論46、機械通論46、電気通論46、機械学46、機械製図184時間があり、旋盤科のみの科目として工作

論 46、精密機器 46、精密測定法 46、金属学及び熱処理法 46、電気工学 92 時間、義肢科のみの科目として義肢学 92 時間があり、旋盤科は実習 2907 時間で総時間 3873 時間、義肢科は実習時間 3091 時間で総時間 3873 時間、1 年 6 ヶ月の期間職業再教育を受けた<sup>47)</sup>。

表 5 4 科の講義時間数

科目	洋服科	洋裁科	旋盤科	義肢科
修養	46	46	46	46
公民	46	46	46	46
国語	46	46	46	46
英語	46	46	46	46
書道	46	46	46	46
珠算	92	92		
簿記	92	92		
商事要項	92	92		
商品学	46	46		
服飾史	46	46		
数学			46	46
工業材料			46	46
工作法概論			46	46
機械通論			46	46
電気通論			46	46
機械学			46	46
機械製図			184	184
工作法			46	
精密機器			46	
精密測定法			46	
金属学及び熱処理法			46	
電気工学			92	
義肢学				92
実習	4602	3298	2907	3091
計	5200	3896	3873	3873

出典：傷痍軍人福岡職業補導所『創立三週年 記念誌』1942 年、pp.23-24 の一部抜粋。

また、福岡補導所には寄宿舎があり、舎監の指導下において日常の起居動作の訓練が行われた。家族と同居する者については、入所後 6 ヶ月は寄宿舎に入り、その後近隣住宅から通学が許可された。1942 年 4 月当時の入所生の一日のスケジュールは表 6 の通り管理されて過ごし、

規則正しい生活を送った。

表6 入所生の日課

	4月1日から10月31日まで	11月1日から3月31日まで
起床	5:30	6:00
点呼	6:00	6:30
朝食	6:30	7:00
自習時間	7:00～8:00	7:30～8:30
朝礼	8:10	8:40
学科	8:10～12:00	8:40～12:10
昼食	12:10	12:20
学科	13:00～16:45	13:10～16:45
終礼	17:00	17:00
運動	17:00～18:00	17:00～18:00
入浴	17:15	17:15
夕食	18:00	18:00
修養	19:00～20:00	19:00～20:00
自習時間	20:00～21:00	20:00～21:00
点呼	21:30	21:30
消灯	22:00	22:00

出典：傷痍軍人福岡職業補導所『創立三週年 記念誌』1942年、p.31より抜粋。

#### (4) 入所生の就職状況

1942年4月までの間、福岡補導所では170名の卒業生がいた。傷痍者でない者の補導所と違い傷痍軍人は「軽作業、簡易作業しか出来ない<sup>48)</sup>」というのが当時の常識であり、「作業義肢や補助器を装着した者が、重工業の眞只中に飛込んで常人に伍して作業が出来るとは夢にも思つてゐない<sup>49)</sup>」ため、重度の傷痍軍人が入所している福岡補導所では就職が容易ではなかった。一度断られても諦めず、納得するまで懇切に説明したり、立会試験を行うなどの工夫をした<sup>50)</sup>。

その結果、卒業生170名中169名が就職に至った。入所生の就職の特徴として、第一に、169名中1名以外は再教育科目と一致する就職先で働いているということである。第二に、洋服科85%、洋裁科83%、簾工科75%の3科のみ自営業を開業する者がおり、その移行率は50%を超える高い割合である(表7参照)。また、賃金については、月給が最も高いのが仕上科の110円と製図科の110円であり、最も低いのが洋裁科の60円であり、洋服科、洋裁科が低賃金である。

表 7 卒業生就職状況

	洋服科	洋裁科	木工科	籐工科	塗装科	工場経理科	製圖科	精密機械科	旋盤科	仕上科	フライス科	銲接科	木型科	鑄物科	義肢科	計	
卒業者	20	18	7	4	5	20	21	7	21	20	8	13	3		3	170	
就職	2	3	7	1	5	20	20	7	21	20	8	13	3		3	133	
自営	17	15		3												35	
計	19	18	7	4	5	20	20	7	21	20	8	13	3		3	168	
就職者月収	最高	85	75	95	100	95	100	110	95	100	110	90	95	100		100	
	最低	75	60	80		75	85	90	85	85	90	80	85	80			
教育科目外就職 自営業							1										1
死亡	1																1
その他																	0

出典：傷痍軍人福岡職業補導所『創立三週年 記念誌』1942年4月、p.34より抜粋。

就職者月収単位：円

表 8 京都市における貧困者の生活水準

(単位:円)

世帯人員	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人
第一種	0.40	0.65	0.85	1.00	1.15	1.3	1.45	1.6
第二種	0.70	1.18	1.47	1.74	1.96	以下一人毎に 21 銭を加える		

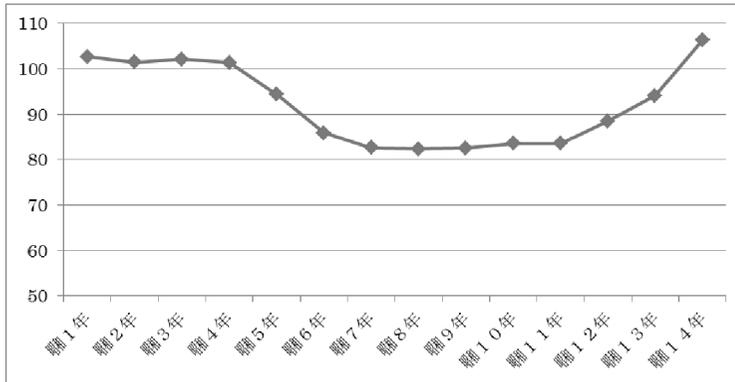
出典：近現代資料刊行会『京都市・府社会調査報告書（1） 昭和16年・17年』近現代資料刊行会、2001年、p.3。

京都市において貧困者の生活標準を定めたものがある。表8の第一種に示す金額の収入に達していない者は、現在最低生活が不能な者であり、第二種に示す金額の収入に達していない者は、その生活を辛うじて維持している者たちである。福岡補導所の最低賃金が洋裁の60円/月であるため、六人世帯の場合、第二種が2.17円/日<sup>51)</sup>のため月を30日と想定すると65.1円/月となるため、六人世帯で恩給も受けておらず賃金のみで生活していたならば、生活が辛うじて維持できる程度であったといえる。

また、京阪地方において傷痍軍人を雇用する70の事業主に対して430人分の傷痍軍人の就業状況を調査した「京阪地方就職傷痍軍人就業状況調査」がある。同調査では、平均月額が55円64銭となっている<sup>52)</sup>。調査年が不明であるが、本の出版が1940年であることから、1940年前と考えられる。1940年以降、図2より賃金などが高騰していくこととなるため、一概にこ

の平均月額と比較することは困難であるが、1940年頃の平均月額55円64銭と福岡補導所の最低賃金額である60円と比較すると決して少ない賃金というわけではない。

図2 全国平均賃金指数



出典：商工大臣官房調査課『賃金統計表』1939年、pp.14-15より作成。

(大正10年から12年の計3年間の平均賃金を基準としている。)

福岡補導所では、卒業生に対して、卒業後3年間は補導所の所長の許可なく転職することを原則禁止した。就職先で問題が生じた時には、補導所の職員が相談に向いたり、文書でのやりとりを行ったりするなど、卒業生だけでなく雇用主に対しても支援を行った<sup>53)</sup>。

## おわりに

本稿では、日中戦争勃発後を中心とした昭和十年代における福岡傷痍軍人職業補導所の状況を概観した。そこでは、通牒に示されたように傷痍軍人職業再教育施設よりも長い期間の訓練を行っていること、傷痍軍人職業再教育施設と比較し義肢や補助具が必要な入所生がいたことが明らかとなった。今後、義肢や補助具の導入により、傷痍軍人に対する職業補導がどのように発展していったのかを明らかにしていきたい。

また、戦前の傷痍軍人職業補導所は戦後、対象を拡大し早い段階で実施されていった。しかし、傷痍軍人職業補導所は障害者・傷病者対策として再出発するのではなく、失業対策として再出発した。その結果、傷痍軍人に対する職業保護は、戦後一部は社会福祉に引き継がれていたが、傷痍軍人職業補導所は社会福祉に引き継がれなかった。

1) 戦傷病者とは、戦争で傷痍を負った軍人（傷痍軍人を含む）、軍属であって、除役前の者（受傷時の身分を保持し、陸海軍病院などに入院している者）も含む。また、陸海軍病院などに入院していた戦傷病者で症状が固定した者は、戦後、除役になるため傷痍軍人となった。

- 2) 斥候とは、偵察などのために本隊から派遣される少人数の部隊のこと。
- 3) 林スエ『右前膊切断に生きて』2006年、pp.12-13。
- 4) 同上、p.20。
- 5) 拙稿「昭和十年代の臨時陸軍病院におけるリハビリテーション - 傷痍軍人の就労への道 - 」『四天王寺大学紀要』第54号、四天王寺大学、2012年9月、pp.139-148。
- 6) 「補導」と「輔導」は現在同様の意味で用いられているが、昭和10年代には「職業補導」には補導を用い、「就職後の輔導」には輔導を用いていた。そのため、本稿では、当時の漢字をそのまま使用する。
- 7) 軍事保護院『昭和十六年度軍事援護事業概要』1943年、pp.81-82。  
1939年9月より臨時東京第三陸軍病院に軍人保護院常置連絡職員が一人配置された。しかし、予備相談に対応したため、本相談は定期訪問による傷痍軍人職業指導専務職員が実施していた。結果、すべての入院者の相談等に対応していたとは考えられない。また、戦争の長期化によって入院者が増加し相談希望者も増加したことから、すべての入院者の相談等に対応していたとは考えられない。
- 8) 軍事保護院『道府縣傷痍軍人職業再教育事業概要』1940年、pp.8-9。
- 9) 社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』第16巻、日本図書センター、1996年、p.385。
- 10) 同上、p.124。
- 11) 傷痍軍人大阪職業補導所編『国立傷痍軍人大阪職業補導所諸規定』1940年1月、pp.9-10。
- 12) 内閣官房、内閣官房記録課編『恩給法：附・関係法規 昭和13年6月1日現在』帝国地方行政学会、1938年、pp.4-5。
- 13) 前掲、『恩給法：附・関係法規 昭和13年6月1日現在』、p.4。
- 14) 傷兵保護院『傷痍軍人職業再教育事業概要』1938年、pp.33-35。
- 15) 親指、人差し指、中指のこと。
- 16) 前掲、『戦前期社会事業史料集成』、p.385。
- 17) 同上、pp.147-170。
- 18) 前掲、『道府縣傷痍軍人職業再教育事業概要』p.1。
- 19) 同上、pp.10-11。
- 20) 同上、p.1。
- 21) 同上、pp.8-21。
- 22) 同上、p.21。
- 23) 同上、pp.33-35。
- 24) 同上、pp.36-37。
- 25) 福岡縣傷痍軍人職業教育所は、福岡傷痍軍人職業補導所とは異なる施設である。
- 26) 傷痍軍人福岡職業補導所『創立三週年 記念誌』1942年、pp.3-8。
- 27) 傷痍軍人福岡職業補導所『補導事業要覧』1942年2月、p.2。
- 28) 前掲、『創立三週年 記念誌』、p.14。
- 29) 同上。
- 30) 同上。
- 31) 前掲、『恩給法：附・関係法規 昭和13年6月1日現在』、p.34。
- 32) 1942年のみ1月、3月となっている。
- 33) 前掲、『戦前期社会事業史料集成』、pp.132-133。
- 34) 前掲、『創立三週年 記念誌』、pp.26-29。

- 35) 前掲、『昭和十六年度軍人援護事業概要』、p.102。
- 36) 前掲、『道府縣傷痍軍人職業再教育事業概要』、p.1。
- 37) 前掲、『創立三週年 記念誌』、pp.17-19。
- 38) 原文では「密針裁縫科」とある。
- 39) 同潤啓成社『不具者再教育機関 財団法人同潤会 同潤啓成社事業要覧』1936年、p.9。
- 40) 前掲、『創立三週年 記念誌』、p.19。
- 41) 同上。
- 42) 義肢科とは、義肢や補助具を作成する者を養成する科ではなく、義肢組立工を養成する科である。
- 43) 前掲、『創立三週年 記念誌』、p.28。
- 44) 同上、p.22。
- 45) 同上、pp.23-24。
- 46) 同上。
- 47) 同上。
- 48) 同上。
- 49) 同上。
- 50) 同上。
- 51) 近現代資料刊行会『京都市・府社会調査報告書（I） 昭和16年・17年』近現代資料刊行会、2001年、p.3。
- 52) 「京阪地方就職傷痍軍人就業状況調査」軍事保護院『傷痍軍人職業指導資料』1939年、pp. 295-300。
- 53) 同上、p.33。

